

**社会福祉法人 堺市社会福祉協議会**  
**地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）**  
**実施要綱**

制 定：平成 17 年 4 月 1 日

最近改正：令和 7 年 7 月 1 日

**（目 的）**

第 1 条 この事業は、校区福祉委員会を基盤に、地域の高齢者、障害者（児）、および子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を必要とする人々が安心して地域生活ができるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を、自治会や民生委員児童委員会等の地域各種団体との協働により、計画的に推進することを目的とする。

**（推進母体及び実施主体）**

第 2 条 この事業の推進母体、実施主体は次のとおりとする。

（1）推進母体：社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）

（2）実施主体：校区福祉委員会

但し、校区ボランティアビューローの実施主体は、本要綱別表のとおりとする。

**（事業対象）**

第 3 条 この事業の対象は、堺市内において、地域の高齢者、障害者（児）及び子育て中の親子等、自立生活を行う上において、支援を必要とする人々が地域の中で安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による地域での支え合い、助け合い活動の推進を図る校区福祉委員会活動とする。

**（校区福祉委員会の活動内容）**

第 4 条 指定を受けた校区福祉委員会は、この事業を推進するために、次の活動を実施する。

- （1）個別援助活動
- （2）グループ援助活動
- （3）校区ボランティアビューローの設置・運営
- （4）お元気ですか訪問活動
- （5）校区福祉委員会活動

2 活動の詳細については別表に定める。

**（協議会の役割）**

第 5 条 協議会は、この事業を推進するために、次の役割を遂行する。

- （1）関係資料の作成や情報の提供。
- （2）校区福祉委員会への研修会や活動交流会、事業説明会等の実施。
- （3）市民への広報・啓発。
- （4）その他、必要な事項。

**（活動補助金の交付）**

第 6 条 協議会は、校区福祉委員会に対し補助金を交付する。

2 補助金については別に定める。

**（事業の中止等）**

第 7 条 校区がその年度内に、申請した事業を中止または延期した場合は、協議会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

**(紛議の解決)**

第8条 この事業の実施期間中、紛議が生じた場合は、協議会と校区福祉委員会は、誠意をもって協議し解決する。

**(委任)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、堺市校区福祉委員会連合協議会の意見を聞いて協議会会長が定める。

附 則

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**(指定校区の経過措置)**

- 2 初年度の事業の対象は、平成11年度及び12年度から大阪府小地域ネットワーク活動推進事業の指定を受けている校区福祉委員会とする（未指定校区を含む）。
- 3 平成13年度以降に指定を受けた校区福祉委員会は、5年間の指定が終了するまで、平成11年4月1日制定（最近改正平成15年7月11日）の「小地域ネットワーク活動推進事業実施要綱」に基づき事業を実施し、指定が終了した時点で本事業の対象とする。
- 4 美原区域の校区福祉委員会は、区域内の全ての校区福祉委員会が5年間の指定が終了するまで、平成11年4月1日制定（最近改正平成15年7月11日）の「小地域ネットワーク活動推進事業実施要綱」に基づき事業を実施し、指定が終了した時点で本事業の対象とする。

**(関係要綱等の廃止)**

- 5 この要綱の施行に伴い、平成元年4月1日制定の「校区在宅ボランティア養成事業推進要綱」「校区在宅ボランティア養成事業補助金交付要綱」及び平成8年4月1日制定の「在宅福祉サービス活動推進事業実施要綱」を廃止する。

附 則

**(関係要綱等の廃止)**

- 1 平成18年度末をもって本事業の指定に関する経過措置が終了したことに伴い、平成11年4月1日制定（最近改正平成17年4月1日）の「大阪府小地域ネットワーク活動推進事業実施要綱」及び「大阪府小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱」を廃止する。
- 2 平成20年度より「校区ボランティアビューロー」が本事業に統合したことに伴い、平成19年4月1日制定の「校区ボランティアビューロー設置推進事業実施要綱」及び「校区ボランティアビューロー設置推進事業補助金交付要綱」を廃止する。

**(施行期日)**

- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月9日から施行する。

# 別表

## (1) 地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）

### ①個別援助活動

次の活動の中から、実施する。

#### ○見守り・声かけ訪問活動

- ・一人暮らし高齢者や高齢世帯、障害者、子育て中の親等支援を必要とする人に対する見守り、安否確認、声かけ訪問活動。

#### ○配食活動

- ・一人暮らし高齢者等食事の用意が困難な人を定期的に訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行う。

#### ○家事援助活動

- ・食事づくり、買い物、掃除、洗濯、つくろい、布団干し、代筆、郵便物の投函等の簡易な援助活動。

#### ○外出援助活動

- ・散歩や買い物、病院等の外出時の付き添いなど。

#### ○軽作業援助活動

- ・棚や手摺の取り付け等の簡単な大工仕事や草刈りなどの軽作業。

#### ○介護・介助活動

- ・高齢者・障害者への簡単な身の回りの世話、清拭、洗髪、外出介助等。
- ・介護している家族への援助、留守番、買い物等。

#### ○その他の個別援助活動

### ②グループ援助活動

次の活動の中から、概ね月2回以上実施する。

#### ○いきいきサロン活動

- ・地域会館等地域の拠点に、高齢者や障害者等が集まり、レクリエーションや茶話を通して、ふれあい交流を図る。

#### ○子育て支援（サロン）活動

- ・子育て中の親子等が集まり、ボランティアとともに遊びを通じて子どもの成長について学ぶ。また、子育てについての交流活動、相談活動などを行う。

#### ○ふれあい食事会

- ・ボランティアの協力により、ともに食事をするこで、高齢者、障害者等が地域住民とのふれあい交流を図る。

#### ○地域リハビリ活動

- ・保健師等の専門スタッフの指導とボランティアの協力による小地域でのリハビリ活動。専門のスタッフが用意したプログラムが中心となるが、参加者の送迎や会場の下準備等、運営を支えながら交流を図る。

#### ○世代間交流活動（子どもとのふれあい交流）

- ・高齢者と子どもが歌やゲームを通して交流したり、高齢者から、昔の遊びを教わったり、戦争体験や昔の生活の様子を聞く等の活動。

#### ○ふれあい喫茶活動

- ・地域の高齢者や障害者、子育て中の親等が、地域会館等に気軽に立ち寄り、ふれあい交流を図る。プログラムの設定は特に行わず、交流の場の設定とお茶の準備等を行い、地域の集いの場・お話の場とする。

#### ○その他のグループ援助活動

- ・上記以外で、校区福祉委員会が主催する集団型援助活動。

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p><b>③校区ボランティアビューローの設置・運営</b></p> <p>小学校区単位に地域住民にとって身近な「交流」「情報」「相談」の拠点となる校区ボランティアビューローを設置し、次の事業を概ね週１回（年５０回）以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>１）実施主体：校区福祉委員会、校区自治連合会、校区民生委員児童委員会</li> <li>２）活動内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>①交流コーナーの開設<br/>地域住民が交流できる場の提供</li> <li>②情報コーナーの開設<br/>情報ラックや掲示ボード等を活用した情報提供</li> <li>③相談コーナーの開設<br/>ボランティアや民生委員児童委員等の協力を得た定期的な相談窓口</li> </ol> </li> </ol>                                                                                          |
|  | <p><b>④お元気ですか訪問活動</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>１）活動内容 <p>（対象）一人暮らし高齢者等、近隣での見守りが必要と思われる方</p> <p>（人数）年度当初２５名以上</p> <p>（内容）・月１～４回程度の訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね月１回の情報交換会</li> </ul> <p>上記の訪問活動については、熱中症を生ずるおそれがあり、活動者の安全の確保が困難と判断された場合は、電話等の通信機器を活用した安否確認の実施をもって訪問に代えることができるものとする。</p> </li> </ol>                                                                                                                                                                     |
|  | <p><b>⑤校区福祉委員会活動</b></p> <p>次の活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民に対する広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・校区福祉委員会が機関紙、ちらし等を配布することにより、地域住民に地域活動の周知を図る。</li> </ul> </li> <li>○研修・学習活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の担い手となるボランティアの募集や育成等を実施するとともに、活動計画づくりに取り組む。</li> </ul> </li> <li>○連絡・調整活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小地域ネットワーク推進会議」を、校区福祉委員会役員会や定例会の中で設置し、事業推進に向けて各関係機関・団体の連絡調整を行う。</li> </ul> </li> <li>○活動計画作成活動</li> <li>○その他の活動</li> </ul> |